

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う富山県のこれまでの取組み

1. 放射線等検査体制の充実

(1) 環境放射線モニタリングポストの増設

広域的な観測体制を整備するため、モニタリングポストを増設（現在3基→7基予定）

区分	モニタリングポスト設置場所	所在地	志賀原発からの距離	高さ	観測開始
既設 (3)	県環境科学センター	射水市	52km	15.0m	S63.8月
	県高岡厚生センター氷見支所	氷見市	32km	9.0m	H23.10月
	県新川土木センター入善土木事務所	入善町	70km	13m	
増設 (4)	氷見市西部清掃センター	氷見市	23km	1.0m	H24.4月 (予定)
	高岡厚生センター	高岡市	45km		
	砺波厚生センター小矢部支所	小矢部市	45km		
	富山県庁	富山市	60km		

※さらに、国の23年度第4次補正予算により、数基増設予定（全国枠 約200基）

(2) 放射性物質分析装置の増設（1台→2台→3台予定）

放射性物質の分析体制を整備するため、平成23年9月末に県環境科学センターに分析装置を1台増設（1台→2台）

さらに9月補正予算で、1台増設が認められ、今年度末には計3台となる予定。

(3) 放射線測定機器の増設

- ① 県内企業からの工業製品の放射線量の測定要望に対応するため、工業技術センターに放射線測定機器を配備
 - ・シンチレーションサーベイメータ1台（9月）
 - ・GMサーベイメータ1台（10月）
- ② 堆肥など農業用資材の簡易な放射線検査のため、農林水産総合技術センターに放射線測定機器を配備
 - ・シンチレーションサーベイメータ2台（年度末までに配備）

2. 緊急時モニタリング等の実施

(1) 環境放射線モニタリング等

福島原発事故等を受けて、県民の安全・安心の確保のため、環境放射線モニタリング等を実施

測定対象等		測定日	測定結果
基本(毎日)	大気中 (空間線量) 県環境科学センター(射水市)の屋上 ※10/4～次の2基を追加 県高岡厚生センター氷見支所(氷見市)の屋上 県新川土木センター入善土木事務所(入善町)の屋上	毎日	自然界のレベルの範囲内で異常値の検出なし
	県環境科学センターの敷地内(高さ1m)	毎日 ↓ 12/28 以降 月に1回	
	降下物 (雨・ちり)	毎日 ↓ 12/28 以降 月に1回	異常値の検出なし
その他	水道水	毎日 ↓ 12/28 以降 3月に1回	不検出
	大気中 (空間線量) 県内全市町村役場敷地内(15地点)	6/28～29	自然界のレベルの範囲内で異常値の検出なし
	水道用水	7/5 採取	不検出
	工業用水	7/5 採取	不検出
	下水汚泥 溶融スラグ 処理水	6/3 採取 9/14 採取 12/15 採取	[下水汚泥、溶融スラグ] 基準値を下回り安全 [処理水]不検出
	海水浴場	6/27、 7/19～22	[海水]不検出 [大気]自然界のレベルの範囲内
	牛肉	7/19、 7/25、 7/26、 7/27	一部、放射性セシウムを検出するも食品衛生法の暫定規制値を下回る

*文部科学省が航空機モニタリングを10/7～9に実施。測定結果は、通常の自然界の環境放射線のレベルの範囲内で、福島原発事故の影響は見られない。

(2) 風評被害防止のための放射性物質検査

県内産牛肉や米等の適正な評価とブランド力を確保するため、県独自に検査を実施

区分	測定対象	測定日	測定結果
肉牛	県内産牛(1戸1頭)、県外産牛(全頭)	原則、月・火・水 (8/1～)	食品衛生法に基づく暫定規制値を下回り安全
稲わら	暫定規制値を下回る放射性セシウムを検出した牛1頭に係る①稲わら残渣(宮城県産)、②当該農場で現在給与している稲わら	※専門機関に分析依頼し、8/9に結果発表	①暫定許容値を上回り不適 ②不検出

区分	測定対象	測定日	測定結果
米	①参考調査：てんたかく(17検体) ②収穫後調査：てんたかく、コシヒカリ(各38検体)	①8/24、25 ②8/29～9/21	すべて不検出
シイタケ原木	福島県会津若松産・喜多方産のシイタケ原木 (H23.3/25～5/6に県内で販売)	※H23.12.22に 専門機関に分析 依頼し、H24.1.6 に結果発表 〔国の通知に基づき 県森林組合連合会 の自主検査〕	国の当面の指標値を上回 ったため自主回収及び処 理方針が決定するまで県 森連等で区分管理

3. 国への提言

昨年6月に、本県の重点事業として、「原子力防災対策の見直しと拡充強化」について、E P Zの範囲や関係隣接県の取扱いの見直し等を関係省庁や本県選出国会議員等に要請活動を実施した。

〔主な提言内容〕

- 1 福島第一原発事故を踏まえ、原子力防災対策の抜本的な見直しを早急に行い、国 の責任において、原発の安全をしっかりと確保すること
 - (1) 緊急時の電源・除熱機能の確保による原子炉冷却機能の維持など原発の安全性確保対策を拡充強化し、電力会社に対する指導を徹底すること
 - (2) 国の安全性確保対策に基づき対策が講じられた原発については、立地県・市町村はもとより、近隣県や周辺自治体、地元に対しても、電力会社が安全性について十分説明し理解を得るよう、国が電力会社を指導すること
 - (3) 緊急時において、住民の避難誘導を円滑に行う観点から、S P E E D I の放射能影響予測情報や実測値の情報について、自治体や住民に対して迅速な情報提供を行うこと
 - (4) 福島第一原発から 20Km 以上の地域の一部が計画的避難区域に指定されたことに鑑み、原発のE P Zの範囲や関係隣接県の取扱いをより広範かつ適切なものに改めるとともに、関係自治体への財政措置を講ずること
- 2 原子力災害に対する支援、賠償などに関する「特別法」の早期制定や、原発事故避難者に対する税の特例措置及びその減収補填措置の実施

4. 環境放射線連絡チーム会議の設置

平成23年4月1日、府内関係課による環境放射線連絡チーム会議を設置し、情報の収集や共有化、迅速かつ的確な対応ができる体制を構築した。

5. 富山県地域防災計画の見直しに着手

東日本大震災の教訓を踏まえ、国の見直しを待つことなく、富山県地域防災計画の見直しに着手した。本年夏頃までをめどに、原子力災害対策編の見直しの中間整理を行う予定。

- | | |
|-------|----------------|
| 6月9日 | 富山県防災会議（第1回） |
| 9月2日 | 原子力災害対策部会（第1回） |
| 1月16日 | 原子力災害対策部会（第2回） |

志賀原発と本県の位置図

